

小規模保育園 Happy Land

ごあんない



事業者	特定非営利活動法人 Happy Happy		
所在地	西宮市松籟荘 7-28-104	☎0798-52-1175	
	鉄筋コンクリート 5階建/1階	48㎡	
	保育室・乳児室・幼児用便所・調理室	沐浴・手洗い完備	
	屋外遊戯場	31㎡	
代表	理事長 田村 仁美		
連携施設	甲東北保育所	協力内容	(集団保育・保育に関する相談)
職員配置	施設長・管理者・保育士・保育従事者・調理員		

小規模保育園 Happy Land

Happy Land の保育理念

小規模保育園 Happy Land は NPO 法人 Happy Happy により、運営されています。

西宮市小規模保育事業の実施法人に選定され、平成26年4月より活動がはじまりました。

Happy Land は少人数ならではの**一人ひとりを大事にした、家庭的なきめ細やかな**保育の提供、**安全で安心**できる保育環境を整え、保護者との**信頼関係**を大事にしてくことを目指した小さな保育園です。

Happy Land の保育方針

☆家庭的な**温もり**のある愛情をたっぷりそそぐ保育を行う

☆**ひとりひとりの子ども**の発達にあわせたきめ細やかな保育を行う

☆保護者との**密接な関係**を築いて保護者の方と共に成長をみまもっていくことを大切にする。

明るく 豊かで たくましい子どもの育成に力を注ぎたいと考えています。



Happy Land の保育目標

☆**心身ともに健康**な子どもに ☆**豊かな感性**をもち思いやりのある子どもに ☆**意欲**をもって自分から行動できる子どもに

開園時間・延長保育

保育時間 午前 7:30～午後 6:30 **うち保育が必要と認められる時間**

延長保育 午後 6:30～7:00 **休園日** 日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

・保育時間は家庭によって異なりますので、時間を確認し**厳守**をお願いします。送迎が遅くなる場合は**ご連絡**下さい。

・**仕事が休みの場合は原則家庭での保育となります**が、保護者の方の通院、家での用事などで保育が必要な場合はご相談ください。

その際の保育時間は午前 8:30～午後 4:30(土曜日は午前 8:30～正午)までの中の必要な範囲となります。

・欠席の場合は必ず園にご連絡下さい。連絡がない場合は確認の連絡をこちらからする場合があります。

諸経費について

保育料 保護者の前年度の所得によって西宮市が定めた額を 5 日までに、月謝袋に入れて、お持ちください。

延長保育利用料 30分延長 月/3000 円 回/300 円 18:30-19:00

その他 アルバム代 1460 円/入園月 個人帽子代 1100 円/入園月

個人ロッカーボックス 400 円/入園月 **エプロン** 1 歳児のみ 600 円 **保険** 240 円

園でのお子様の健康管理

送迎時には、お子様の健康状態を確認します。朝 37 度以上ある時は登園前に全身状態をよく見た上で判断してください。**毎朝必ず検温**し、登園時に子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。

園と家庭との連絡は、おたよりファイルを使います。その日の園での様子を記入しお返しします。

・発熱などの対応について

保育中に発熱 (**38 度以上**) した場合や、伝染性疾病と疑わしき場合、または集団保育が無理であると判断した場合は (下痢、吐く等) 至急ご連絡しますのでその際には状況に応じて、**速やかに**お迎えをお願いします。

病気で休む時は必ず病名や症状をお知らせください。再登園時は経過をお知らせください。

薬を飲んでる時は薬によって眠くなったりすることもありますので必ずお知らせください。

発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、

集団生活が可能な状態か必ず確認してから**登園**してください。

・**年 2 回の健康診断** 嘱託医 かみや小児科医院 ・**年 1 回の歯科検診** 嘱託医 天羽歯科クリニック

・園での食事

保育園の子どもの生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育園の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

園での安全衛生

・衛生管理

お子様が常に健康で生活できるよう環境を整えてお預かります。日々の床・机・いす・玩具の消毒をおこない、冷暖房、空気清浄機を完備しています。

・安全管理

送迎時の安全確認

- ・送迎の際は保護者の責任で送迎を行っていただきます。
- ・マンション内への**自転車の乗り入れは禁止**しております。マンション下での話し声は住民の迷惑になりますので園からのお伝え事も必要最低限となりますのでご協力をお願いします。
- ・園の前の歩道は大変狭いです。歩道への自転車の乗り入れや、歩道に自転車を止めると歩行者や車いすの迷惑になります。必ず**自転車は押し歩き、歩行者優先**でお願いします。駐輪場をかりておられる方は徒歩でお願いします。
- ・車道を走行し園の前に止めた場合は、保育士がお手伝いしますので自転車から**離れないでお待ちください**。
- ・安全管理の徹底のため門のカギの開け閉めは子どもに**させない**てください。
- ・登録していない方がお迎えにこられる場合は**必ず連絡**をお願いします。その場合は続柄等の確認をさせていただきます。

SIDSの予防について

園ではお子様の安全確保の為<あおむけ寝>を基本とします。また、お昼寝の際は5分おきの呼吸確認をしSIDSの予防に取り組みます。また、AEDを完備しています。

ケガに対する対応

処置が必要なケガの場合は、直ぐに病院に行き、同時に保護者の方にご連絡致します。園では常に、児童の安全面の確保に留意しながら保育を行なう様、心掛けております。しかし、お散歩や固定遊具などで、転んだりして擦り傷、切り傷を負う事もあります。管理一辺倒の囲いに押し込めた保育でなく、のびのびとした保育を行ないたいと思っておりますので保護者の方のご理解、ご協力をお願いします。

緊急時 台風接近等に伴う対応について

○「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・**保育を実施**しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、**家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。**
- ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします。

○「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は**「休園」**とします。また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。
- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため**「家庭での保育」**とします。
- ・午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

○ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

※災害時避難場所

西宮市指定一時避難場所 第1避難場所 甲東ホール・第2避難場所 甲東小学校

園ラインで避難場所をご連絡します。災害伝言ダイヤルでも確認いただけます。

使い方 171をダイヤル→2を入力→0798521175 入力→1 #入力→伝言をきく

詳しくは重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

★ならし保育予定 前期 4/1 入園式(10:00-11:00) 4/2 (9:00-11:00) 4/3 (9:00-11:00)

中期 4/4.5.8 給食開始 (9:00-12:00)

後期 4/9 おひるね開始 (9:00-14:00) 4/10 (9:00-15:00) 4/11 おやつ開始 (9:00-16:00)

4/15 通常保育開始

☀️ 準備するもの

各自で用意していただいた持ち物すべてに、お名前をおかきください。

• 毎日もってくるもの

(レッスンバックにいれてください) →

1. 手拭きタオル 1枚 (ハンドタオルにループをつける)
2. 着替え1セット (給食後午睡前にシャツ以外すべてきがえます)(夏場はシャツも)
3. おたよりノート



2.は 着替え袋 (約縦40×横35巾着袋) にいれて持参ください →

コップ・おうちふきタオル・エプロンは園指定購入(1歳児のみ)・おしりふきは
園で用意いたしますので不要です。



• 園で保管するもの

1. 着替え 1セット (汚れ物を持ち帰ったときは、補充をお願いします)
上着(Tシャツ、トレーナー) 下着(肌シャツ類・できるだけ綿製品・ロンパース❌)
ズボン 靴下(必ず名前を書いてください)
汚れものを持ち帰るビニール袋5枚
ジップロックなどにいれてください。



2. 午睡用セット

1. ベビー布団サイズ 73cm×125cm
2. 防水パット ベビーサイズ 裏面 ゴム付
3. シーツ用バスタオル
4. 上掛け綿毛布(夏はタオルケット)

交換は、

- シーツ用バスタオル **週1回(週末交換)**
- 防水パット・布団カバー・毛布 月1回(月末交換)
- ふとん 希望に応じて (布団上下セットはこちらで天日ほします。)



週1回もちかえりように **エコバック園保存 布団袋はいりません。**

3. おむつについて

こちらで個人マークのついた袋をお渡ししますので、**20枚 無記名**で持参してください。
なくなりましたら持ち帰りますので、補充してご持参ください。**使用済みおむつは園で処分します。**

• 服装について

- 機能的で活動しやすく、ひとりで着脱しやすいものをご用意ください。
- オーバーオール・後ろにチャックのあるもの・硬い素材のデニム
フード付きトレーナー・スカート付きズボンは控え、セパレートのもの、動きやすいものをご用意ください。つなぎの服・シャツ・ハイソックス等は❌
- 1歳児からは、おむつ替えの際トイレにすわったり、順にトイレトレーニングもすすめていきます。自分でやりたい気持ちにこたえられるように、着脱しやすい服をご用意ください。ロンパースのシャツは❌
- 2歳児からは、お着替えはできるだけ自分でしますので、着脱しやすいように用意してあげてください。• 靴は足にあった運動靴にしてください。ブーツ❌
- 誤飲の可能性があるので、飾りのついたゴムや飾りボタンは❌



第1 事業者

事業者名称	特定非営利活動法人 Happy Happy	
事業所の所在地	兵庫県西宮市松籟荘 7-28-104	☎0798-52-1175
代表者職氏名	理事長 田村 仁美	☎090-3353-0876

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業	
事業所の名称	小規模保育園 Happy Land	
事業所の所在地	兵庫県西宮市松籟荘 7-28-104	☎0798-52-1175
施設長氏名	田村 仁美	
利用定員	12名 0歳児(10か月～)2名 1歳児 5名 2歳児 5名	

第3 事業の目的・運営方針

(事業の目的)

この法人は、地域の子どもとその親に対して、保育に関する事業と地域子育て支援事業を行い、子どもの心と身体の健全な育成、子育て期の親とその子どもの親子交流の活性化を図ることによりすべての子どもと親が、生き生きと心豊かに暮らせるような地域社会をつくることを目的とする。

(運営方針)

- (1) 本施設は、少人数ならではの、家庭的な温もりのある環境の中で、利用者の考えや、子どもの成長や個性を大切にしたい保育を展開していくことを目指し、子ども達が安全かつ健康で、安心して生活できるよう、きめ細やかな保育、やさしく温もりのある保育を行うものとする。
- (2) 本施設は、「西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例第15号)「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例第13号)その他の関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

- (1) 施設 鉄筋コンクリート 5階建/1階 延床面積 48㎡
- (2) 主な設備 保育室・乳児室・幼児用便所・調理室・沐浴・手洗い・屋外遊戯場 31㎡

第5 連携施設

連携施設の名称 甲東北保育所 協力内容 (集団保育・保育に関する相談)

第6 職員の配置状況

施設長(常勤)・保育士(常勤)1名(非常勤)5名・保育従事者(非常勤)1名・栄養士1名・調理員(非常勤)3名

第7 職員の勤務体制

施設長	常勤	7:30-19:00	ローテーションによる
保育士	常勤	早出 7:30-16:30	中出 8:30-17:30
保育士	非常勤	ローテーションにより、勤務時間帯は異なります	
調理員	非常勤	9:00-15:00	

第8 保育を提供する日、時間

原則時間 平日 8:30-16:30 土曜日 8:30-12:00

開所時間 全日 7:30-18:30 延長保育 18:30-19:00

保育短時間認定に係る保育時間 8:30-16:30 (うち保育が必要と認められる時間)

保育標準時間認定に係る保育時間 7:30-18:30 (うち保育が必要と認められる時間)

休園日 日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)・その他市長が特別な理由があると認めるとき

保育必要量(保育標準時間・保育短時間)など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

第9 台風接近等に伴う対応について

○「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

通常の気象警報であれば**開園**することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、**家庭で保育が可能の方は家庭での保育**をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみを受け入れとします。

○「特別警報」が発令された場合

○ 午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「**休園**」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「**休園**」とします。

○ 午前7時現在、「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「**家庭での保育**」とします。

○ 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、**速やかにお迎えに来てください**。

避難所へ避難している場合は、ラインや園内掲示等にてお知らせしますので避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

【補足】

避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

○ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

第10 提供する保育の内容

(1) 事業所の保育理念

少人数ならではの一人ひとりを大事にした、家庭的なきめ細やかな保育の提供、安全で安心できる保育環境を整え、保護者との信頼関係を大事にしておくことを目指し積極的に福祉の増進を図る

(2) 事業所の保育方針

- ・家庭的な温もりのある愛情をたっぷりそそぐ保育を行う
- ・一人ひとりの子どもの発達にあわせたきめ細やかな保育を行う
- ・保護者との密接な関係を築いて保護者の方と共に成長をみまもっていくことを大切にする。

(3) 事業所の保育目標

- ・心身ともに健康な子どもに
- ・豊かな感性をもち思いやりのある子どもに
- ・意欲をもって自分から行動できる子どもに

(4) 一日の流れ

- 7:30 開園 子どもの健康状態と昨日からの様子を確認します
- 8:30 順次登園(健康視察)ー好きな遊び 好きな遊びを見つけて楽しみます。
- 10:00 今日のあそび 散歩をしたり公園などで外遊びをします。
- 11:15 昼食 栄養のある、おいしい手作り給食を提供します。
- 12:30 お昼寝 5分おきの呼吸確認(SIDS 予防)を行います。
- 15:00 おやつ 愛情いっぱい手作りのおやつも人気があります。
- 15:30 好きな遊び
- 16:30 順次降園 お迎えまで、お庭等で好きなあそびをします。
- 18:30 時間外保育 連絡帳を渡して、1日の子どもの様子を伝えます。
- 19:00 閉園

(5) 年間行事計画

	行事予定	参観日
4月	入園式	
5月	子供の日の集い	
6月		七夕参観
7月	プール開き・七夕祭り会	
8月	プールあそび	お祭り参観
9月	お月見会・定期健康診断	
10月	どんぐり拾い・ハロウィン	運動会
11月	感謝祭	
12月	クリスマス会+	クリスマス
1月	正月あそび	
2月	節分・歯科検診	表現あそび
3月	おひなまつり会・お別れ遠足・定期健康診断	修了式
毎月	身体計測・避難訓練・お誕生日会	

第 11. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。

(「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償)

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金(※)

項目	金額
延長保育に係る時間外保育料	月額 3,000円
スポット延長に係る時間外保育料(保育標準時間)	日額 300円(月の上限額は3,000円)
スポット延長に係る時間外保育料(保育短時間)	日額 500円(月の上限額は3,000円)

(※)市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) 上乗せ・実費相当徴収分

項目	金額	支払いを求める理由
日本スポーツ振興センター共済掛金	240円	個人負担
帽子代	1100円	保育に必要な物品・個人所有物
アルバム代	1460円	個人配布物
ロッカーボックス	400円	個人所有物
エプロン	600円	個人所有物

生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

第12 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、本施設の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 給食について

保育園の子どもたちの生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育園の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針

「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。

衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。

食物アレルギー等への対応

医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

【保育園の給食】

昼食とおやつ 牛乳：1日 150ml（午前 75ml 午後 75ml）

離乳完了期の食事は、お子様の状況に応じて形状等に配慮します。

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

毎月、事前に献立表を配布します。お子様の1日の食事内容を考える際、保育園給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

第14 健康について

(1) 登園時の健康観察について

- 登園時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- 病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- 病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- 発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登所してください。

(3) 保育園での病気及び事故について

- 保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 薬について

- 保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- 保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【参天製薬ソフトサンティア】

軟膏【ムヒS】

アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- 感染症にかかった時は【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登園可能証明書・登園届】を提出してください。
(用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)
- 適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- 原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- 水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か状態であるか医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入所間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

(7) 災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

- ・ 共済期間 4月1日～翌年3月31日
- ・ 保護者負担額 1人につき年間 240円
(要保護児童 (生活保護世帯) については保護者負担額が0円となります。)
- ・ 独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

(8) 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、囑託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

小児科	かみや小児科医院	甲東園1丁目1-6パセオ甲東2F	☎0798-52-0028
歯科	天羽歯科クリニック	松籟荘11-22	☎0798-53-8007
整形外科	松村クリニック	松籟荘11-21	☎0798-54-2373
眼科	滝眼科	松籟荘11-9	☎0798-57-3220
皮膚科	千原皮膚科クリニック	松籟荘11-18	☎0798-56-1740

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書
医師の証明 が必要
麻疹（はしか）
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症
風しん
水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）
急性出血性結膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎

②登所届
医師の診断に従い、 保護者の届け が必要
溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（リンゴ病）
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

ご依頼**主治医様**

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。）

※切り取り※

① 登所可能証明書（医師の証明）

② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）

どちらかに〇印を記入

施設長宛

児童名： _____（生年月日 年 月 日）

病名： _____

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。

園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関名： _____

医師名（①の場合のみ）： _____

保護者名（②の場合のみ）： _____

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児にあっては、3日）経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：子ども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂

第15 非常災害対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

地域の方々の協力も得られるように日々のコミュニケーションをとるように努める。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：甲東ホール（甲東園3-2-29）

第二避難場所：甲東小学校（神呪町3-33）

・「不審者侵入」については、マンション内に非常ベルを設置しています。

○安全計画について

保育園では「安全計画」により、

- ① 施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、
- ② 職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

第16 防犯、事故防止のための措置

安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

第17 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては関係法令に基づき適切に取り扱います。

第18 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

第19 他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

第20 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。

保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。

個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。

撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、

保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いいたします。

第21 児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当保育園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

第22 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	施設賠償責任保険
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

第23 情報公開制度

お子様のようすや保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

第24 苦情等の受付について

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と保育園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。お気づきのこと、改善してほしいこと等がございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。当園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

相談・苦情解決責任者 田村 仁美 相談・苦情受付担当者 山田 律奈子

受付方法 面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年2月現在の情報です。